

農地の創出・再生支援事業実施要綱

制定	平成30年3月30日29	産労農振第2307号
改正	平成31年3月5日30	産労農振第2381号
改正	令和2年3月17日31	産労農振第2419号
改正	令和3年2月22日2	産労農振第2567号

第1 目的

東京の農地は、安心安全な農産物の生産に加え、防災や環境保全など多面的な機能を有しており、豊かな都民生活の形成に大きな役割を果たしている。しかし、宅地開発や相続などにより毎年農地が減少している。

このため、市街化区域を対象に、農家所有の宅地や駐車場等の用地を農地に転換する際、建物の基礎部分や駐車場の舗装版の撤去、栽培に適した土の搬入など、農地整備の取組を支援することにより、新たな農地の創出を図る（以下「創出支援」という。）。

また、東京都全域を対象に、市街化区域内において老木化した果樹等が貸借の妨げとなっている生産緑地及び市街化区域外の遊休・低利用農地を、農業者等が積極的に引き受けて農地を再生利用し、規模拡大や新規就農を図る取組を支援することにより、農地の有効利用を図る（以下「再生支援」という。）。

第2 事業内容

(1) 創出支援

対象地域：市街化区域

対象地：事業を実施しようとする者本人が所有する現況非農地

支援内容：建築物等解体処分費用の一部（建築物基礎や舗装版の撤去）、除礫、深耕、客土（土壌改良を含む。）、その他農地利用に必要な整備

事業を実施できる者：対象地を所有する農業者（法人を含む。）

(2) 再生支援

対象地域：東京都全域

対象地：市街化区域内において老木化した果樹等が貸借の妨げとなっている生産緑地及び市街化区域外の遊休・低利用農地（事業を実施しようとする者が、対象地において農業経営基盤強化促進法の利用権の設定又は農地中間管理事業の推進に関する法律若しくは都市農地の貸借の円滑化に関する法律による貸借の手続き等を行ったか、行うことが確実なことが条件）

支援内容：樹木の伐採・抜根などの障害物除去（処分を含む。）、深耕、整地、その他農地利用に必要な整備

事業を実施できる者：対象地に上記権利を設定して事業を行う、認定農業者、認定新規就農者及び知事が特に認めた者

第3 事業主体

事業主体は、次のとおりとする。

(1) 創出支援：区市町

(2) 再生支援：区市町村

第4 実施計画

1 実施計画の策定

本事業を実施しようとする者から申請を受けた区市町村長は、農地の創出・再生支援事業実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

2 実施計画の承認

区市町村長は、実施計画を知事に提出して、その承認を受けるものとする。

3 実施計画の変更

区市町村長は、知事の承認を受けた実施計画について変更を行なう場合は、2の規定を準用するものとする。

第5 推進指導体制等

1 区市町村は、本事業の実施に当たって、地域の実情に応じた適切な事業の導入に努めるとともに、各種関連施策との連携の下に実施するものとする。

2 知事は、事業評価委員会において、実施計画に関する審査及び助言・指導、事業の評価などを行うものとし、その設置については知事が別に定める。

3 都、区市町村、農業団体等は密接な連携を図りながら、総合的に事業の推進に努めることとする。

第6 他の計画・施策との関連等

1 知事は、実施計画の策定及び当該事業の実施が他の関連諸計画・施策と十分整合性を持つよう指導調整するものとする。

2 都及び区市町村等は、他の計画及び施策を定めるときは、実施計画が達成できるよう十分配慮するものとする。

第7 助成措置

知事は、別に定めるところにより毎年度、予算の範囲内において、実施計画に基づく本事業の実施に必要な経費について区市町村に対し助成するものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附 則（平成30年3月30日29産労農振第2307号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月 5日30産労農振第2381号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 2年3月17日31産労農振第2419号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 3年2月22日 2産労農振第2567号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。